

付表2-(2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

[経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
項	目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
		円	円	円	円
	課税売上額(税抜き) ①				
	免税売上額 ②				
	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額 ③				
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) ④				※申告書の⑮欄へ
	課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) ⑤				
	非課税売上額 ⑥				
	資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥) ⑦				※申告書の⑯欄へ
	課税売上割合(④/⑦)				[%] ※端数切捨て
	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) ⑧				
	課税仕入れに係る消費税額 ⑨	(⑧A欄×3/103)	(⑧B欄×4/105)	(⑧C欄×6.3/108)	
	課税貨物に係る消費税額 ⑩				
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額 ⑪				
	課税仕入れ等の税額の合計額(⑨+⑩±⑪) ⑫				
	課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が9.5%以上の場合 (⑫の金額) ⑬				
課税5% 売売上高 超割満 が又合 の場合	個別対応方式 ⑫のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑭				
	⑫のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの ⑮				
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等 の税額 [(⑭)+(⑮×④/⑦)] ⑯				
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等 の税額 (⑫×④/⑦) ⑰				
控除の 税調 額整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額 ⑱				
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務 用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額 ⑲				
差 引	控除対象仕入税額 [(⑬、⑯又は⑰の金額)±⑱±⑲]がプラスの時 ⑳	※付表1の④A欄へ	※付表1の④B欄へ	※付表1の④C欄へ	
	控除過大調整税額 [(⑬、⑯又は⑰の金額)±⑱±⑲]がマイナスの時 ㉑	※付表1の③A欄へ	※付表1の③B欄へ	※付表1の③C欄へ	
	貸倒回収に係る消費税額 ㉒	※付表1の③A欄へ	※付表1の③B欄へ	※付表1の③C欄へ	

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

この付表は、次の1又は2に掲げる事業者が、消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（一般用）（以下「申告書（一般用）」といいます。）を作成する場合で、かつ、この課税期間中に地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）附則第5条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」がある場合又は社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第4条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」がある場合に使用し、申告書（一般用）に添付して提出してください。

- 1 簡易課税制度を選択していない事業者
- 2 簡易課税制度を選択していても基準期間の課税売上高が5,000万円を超える事業者